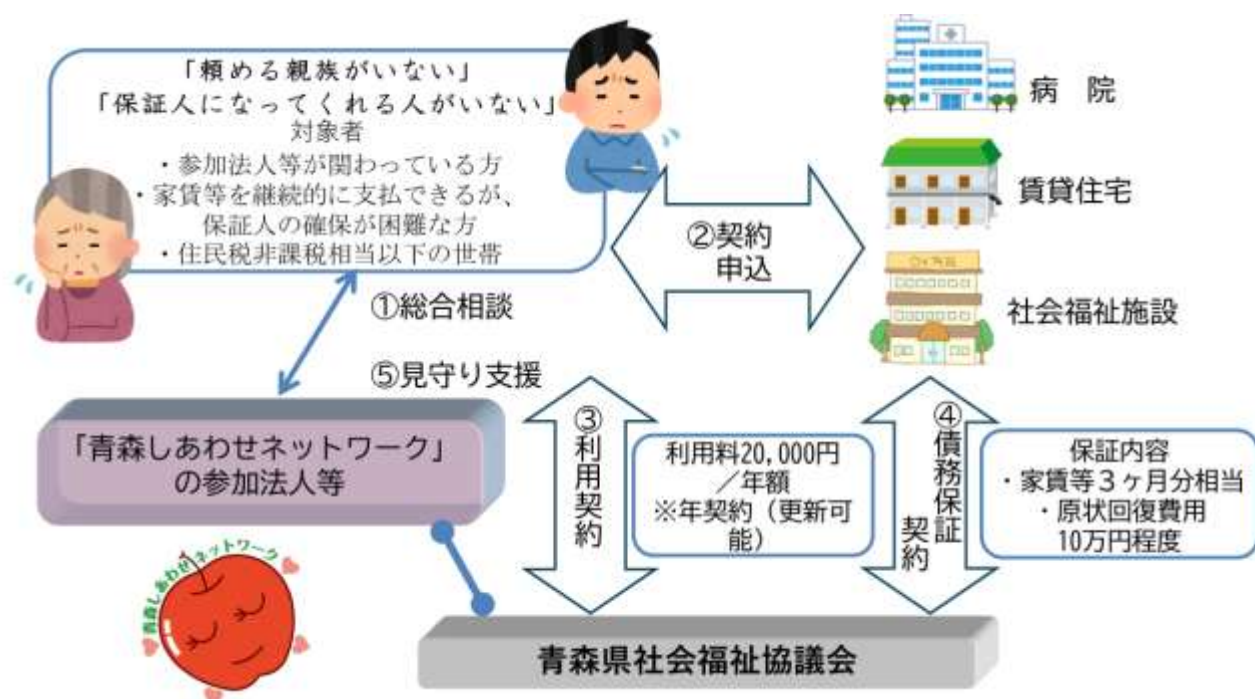


保証人確保支援事業

利用のご案内

賃貸住宅や社会福祉施設に入居する際や病院に入院する際に保証人が確保できない者について、青森県社会福祉協議会が債務保証を行うことにより、必要な住まいや医療の確保を支援する事業です。



※この事業は「青森しあわせネットワーク」の活動の1つとして、制度では対応できない課題に対し、社会福祉法人が連携して取り組んでいるものです。

目次

I	事業の内容	1P～
II	事業利用にあたってのQ&A	8P～
III	実施要綱	10P～

2026年9月

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 社会貢献活動推進室

〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号 電話 017-723-1391

I 事業の内容

1 事業の利用対象者

事業の対象者は、次の全てに該当する者又はその者の後見人とします。

- (1) 青森しあわせネットワークの参加社会福祉法人が運営する社会福祉施設等の利用者又は利用予定者又は参加社会福祉法人が相談支援で関わっている者で、本人の状況を定期的に事業の実施社会福祉法人に連絡できる状況にある者
- (2) 継続的に家賃や福祉サービス利用料を支払うことができるが、保証人の確保が困難なために賃貸住宅や社会福祉施設に入居が困難な者又は入院に係る諸費用の支払いができるが、保証人の確保が困難なために入院することが困難な者
- (3) 世帯の収入が住民税非課税世帯相当の者

2 保証の対象

事業で保証する対象は、青森県内にある賃貸住宅、社会福祉施設又は病院で、次の全てを満たしている場合に対象となります。

- (1) 県社協と債務保証の契約を締結できること
- (2) 県社協と債務保証契約を締結することで、本事業の利用者が入居又は入院できること

3 保証の内容・限度額

事業で保証する内容とその限度額は、次のとおりです。

(1) 滞納した場合の料金

- ①家賃等（賃料及び共益費） 3か月分に相当する金額
 - ②利用料等（福祉サービス利用料、賃料、食費、共益費等） 3か月分に相当する金額
 - ③入院経費（医療費、病衣代、食事代、おむつ代、洗濯代等）30万円程度まで
- ただし、高額療養費又は高額介護合算療養費制度を利用することを条件とします。

(2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計10万円

4 利用の条件

事業の利用にあたっては、次の3つ全ての条件が確保されている場合に契約します。

(1) 保証対象側の条件

青森県内にある賃貸住宅、社会福祉施設又は病院で、次の全てを満たしていること。

- ①県社協と債務保証の契約を締結できること
- ②県社協と債務保証契約を締結することで利用者が入居又は入院できること

(2) 次の 13 項目のチェックリストによる利用の条件が確保されていること。

No.	項 目	利用の条件		保証対象		
				賃貸住宅	施設	病院
1	費用・料金・家賃の支払い	本人又は家族や後見人等が遅滞なく行える状況であること。	利用者側の条件	○	○	○
2	損害賠償の保証	住宅又は施設又は病院が保険に加入していること	保証対象側の条件			
3	日常的な金銭管理	本人又は家族や後見人が適切に行える状況であること	利用者側の条件			
4	緊急時(その他)の連絡先	保証内容(急変時・死亡時・行方不明時・滞納時・退去時)以外にどのような場合の連絡を求めているのか明らかであり、その際の対応を求めていること。	保証対象側の条件	○	○	○
5	生存中の退去時の本人身柄の引取り	本人が自身で行えるか、退去先の確保や手続を支援する人がいること。	利用者側の条件	○	○	○
6	入院時の手続き・準備	本人が自身で行えるか、手続や準備を支援する人がいること	利用者側の条件			
7	入院中の身の回りの支援	本人が自身で行えるか、手続や準備を支援する人がいること	利用者側の条件			
8	各種計画書等の同意	本人が行えること。 本人以外の同意が不要であること。	利用者側の条件 保証対象側の条件			
9	医療侵襲行為の同意	本人が行えること。 本人以外の同意が不要であること	利用者側の条件 保証対象側の条件			
10	身体拘束等が必要になった場合の同意	本人が行えること。 本人以外の同意が不要であること	利用者側の条件 保証対象側の条件			
11	亡くなった場合の遺体の引取り	引取者がいること又は生前契約していること(※)	利用者側の条件			
12	亡くなった場合の遺体の火葬・埋葬の手続き	手続を行う人がいること又は生前契約していること(※)	利用者側の条件			
13	亡くなった場合の返還金等の受領	相続人が明らかになっていること又は生前契約していること	利用者側の条件			

※は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」「墓地・埋葬等に関する法律」でも対応可能

5 保証の期間

事業で保証する期間は、次のとおりです。

- (1) 賃貸住宅及び社会福祉施設－原則 1 年間（更新可能）※
- (2) 病院－入院期間中（1 入院ごと）

※(1) の場合、保証対象の賃貸住宅又は社会福祉施設と契約解除した場合には、事業の契約も解除し、保証期間は終了します。

6 保証料（本人利用料）

県社協との 1 契約あたり（※）年額 20,000 円です。

病院への入院の保証について、最初の契約から 1 年以内に再度契約する場合は、2 回目以降の利用料は 1 契約あたり 5,000 円となります。

利用料（年額）は、一括して県社協に納付するものとし、一括で納付することが困難な場合は分割して納付できますが、その年の 12 月 31 日までに納付を完了するものとします。

契約した最初の年の利用料は、その年の 12 月 31 日までに納付を完了するものとし、翌年からの利用料は、その年の 12 月 31 日までに納付を完了するものとします。

また、納付された利用料は、契約解除や途中で退去した場合にあっても、返還しません。

※ 1 契約あたりとは…

この事業では保証契約の対象ごとに契約を締結しますので、保証対象が違う場合には別に契約をしてもらう必要があります。

例) 賃貸住宅について事業を利用している方が、病院へ入院するために事業を利用する場合
保証契約の対象ごとに契約する 1 契約あたり年額 20,000 円の利用料となりますので、
年額 40,000 円の利用料が必要になります。

7 契約の解除

以下に該当する場合には、県社協から契約を解除します。

- (1) 利用対象者の要件を欠いたとき
- (2) 不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき
- (3) 利用者が死亡したとき
- (4) 利用者と 2 か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき
- (5) 利用料の支払いがされないとき
- (6) 債務保証契約を締結している賃貸住宅の賃貸借契約又は社会福祉施設の利用契約が解除されたとき
- (7) 債務保証契約を締結している病院への入院が終了したとき
- (8) その他、県社協が契約解除を適当と認めたとき

8 事業利用の前に

(1) 他の制度や仕組みでは対応できないのか

(1) 他の制度や仕組みでは対応できないのか

この事業は、通常利用できる制度や仕組みを利用できない人のための事業です。他の制度や仕組みの利用ができるかどうかをまずは確認してください。

①賃貸住宅の場合

家賃債務の保証会社の利用が通例となっています。この事業の利用の際には、なぜ保証会社の利用ができないのかを説明していただく必要があります。保証会社の審査申込に緊急連絡先を記載する場合がありますが、親族でなくとも知人でも対応できる場合があります。審査申込時に電話番号の記載が必要となる場合がありますが、携帯電話が契約できない状況にある人でも契約可能な会社が増えていますので、携帯電話の契約について事前にご検討ください。

保証人が不要の物件もありますので、根気よく物件を探していただくことが必要な場合があります。

②病院や社会福祉施設の場合

保証人がいないことのみをもって医療や福祉サービスの提供を拒否することは、法律等で禁止されています。

これまで慣例で家族が担ってきた身の回りの世話や説明を一緒に聞くなどの役割は、保証人に求められる役割ではありません。退院退所時や死亡時の手続も保証人の役割ではありません。まずは、このことを病院や社会福祉施設にご説明いただき、理解を得る必要があります。

病院や社会福祉施設で使われる「保証人」のような言葉について

「保証人」「連帯保証人」のほか、「身元引受人」「引受人」のような表現で、本人以外の同意や署名を求められることがあります。

民法上の「保証人」又は「連帯保証人」は、債務についてのみ保証する人であり、医療費やサービス利用料の支払いを保証する人になります。

「身元引受人」は雇用された時に雇用先に対して損害賠償責任を負う人であり、病院の患者や社会福祉施設の利用者として使われる意味の法律用語ではありません。病院や社会福祉施設では、退院退所時や死亡時に、ご本人やご本人の荷物を引き受ける人という意味で使用されていることがあります。

この事業では、費用の支払を保証するための保証人としてのみ対応しています。病院や社会福祉施設が「保証人」に対して、何を求めているのか、ご確認ください。必要があります。

(2) 初期費用や継続的な支払いは可能か

(2) 初期費用や継続的な支払いは可能か

この事業は、金銭を支援する事業ではありませんので、ご自身で初期費用や継続的な支払いが可能かどうかをまずは確認してください。

生活保護制度の利用でお支払いいただく場合には、担当のケースワーカーに事前にご相談いただき、担当ケースワーカーから事業利用についてご相談いただく必要があります。

①賃貸住宅の場合

月々の家賃の支払が収入に対して無理がないかをご確認ください。

契約時は、敷金や礼金、仲介手数料、前家賃などの初期費用が必要になる場合が多いですし、これらの支払は契約時に支払うのが通例です。入居までに必要なお金を準備いただく必要があります。

入居後は、家具や家電、日用品など、さまざまなものが必要になりますし、引越作業が必要になる場合もあります。これらにもそれぞれお金がかかりますので、十分な資金をご用意くださるようお願いします。

②病院や社会福祉施設の場合

直接の療養費や福祉サービス利用料のほか、食事代、病衣代などががかかります。高額療養費又は高額介護合算療養費制度の活用もご検討ください。

(3) 本人の利用意思はあるのか

(3) 本人の利用意思はあるのか

この事業は、ご本人よりも支援している相談機関の方々からのお問い合わせが多くなっています。

保証人を確保することの困難さや地道に生活することなど、ご本人の意思と覚悟が必要になりますので、ご本人の利用意思をご確認ください。

この事業の利用中は定期的な連絡が取れる状態であることが必要になります。本人がそのことができるか、ご相談におつなぎいただく相談機関が支援できることなどが必要になります。

9 事業利用の手続き

(1) 相談（事業対象か、利用条件が確保されているか）

(1) 相談（事業対象か、利用条件が確保されているか）

事業の利用の相談は、青森県社会福祉協議会又は
青森しあわせネットワークの参加法人へご相談ください。

青森県社会福祉協議会 社会貢献活動推進室

電話 017-723-1391（代表）

直通 080-8205-8593

E-mail: shiawase@aosyakyō.or.jp

ご相談いただいた方の状況や保証対象の状況を確認させていただきます。

①事業の対象かどうかの確認

- ・他の制度や取組が活用できないのか（活用できない理由）
- ・支払能力はあるか（月々の支払や初期費用などが払うことができるのか）
- ・本人に利用意思があるか
- ・定期的な連絡が可能であるか（本人に意思があるか）

②利用の条件が確保されているかの確認

- ・保証対象側が青森県社協と契約できるか（利用や契約ができるのか）
- ・保証対象が青森県内にあるか
- ・13項目のチェックリスト（詳細はP2）の条件が確保されているか

No.	項目
1	費用・料金・家賃の支払い
2	損害賠償の保証
3	日常的な金銭管理
4	緊急時（その他）の連絡先
5	生存中の退去時の本人身柄の引取り
6	入院時の手続き・準備
7	入院中の身の回りの支援
8	各種計画書等の同意
9	医療侵襲行為の同意
10	身体拘束等が必要になった場合の同意
11	亡くなった場合の遺体の引取り
12	亡くなった場合の遺体の火葬・埋葬の手続き
13	亡くなった場合の返還金等の受領

※この事業を利用しなくても入居等ができるように、ご相談させていただいております。

そのことで事業利用を拒否されたとお感じになる方もいらっしゃると思いますが、できるだけ通常一般的な「普通」の契約ができるように、既存の仕組みや制度のご案内をさせていただいておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

(2) 契約 (利用契約と保証契約等)

(2) 契約 (利用契約と保証契約等)

事業を利用するにあたっては、2つの契約を締結します。

① 1つ目は、利用者と県社協が契約し、この事業で保証する内容について定める「利用契約書」です。

② 2つ目は、保証対象側と県社協が契約し、利用者が事業を利用するにあたり、保証する内容を定める「債務保証契約書」です。

また、事業は賃貸住宅の賃貸借契約や福祉施設の利用契約、病院の入院申込の債務保証部分を担うものですので、これらとの契約や申込は別に行う必要があります。

これらの契約の内容が明らかになった時点で、ご本人様と①利用契約、保証対象側と②債務保証契約を締結します。

なお、保証対象側との契約書や申込書について、保証人として必要に応じて署名押印します。

(3) 利用料の支払

(3) 利用料の支払

契約に基づき、利用者に対し、利用料の請求書を発行いたします。1契約あたり年額 20,000 円の利用料をお支払いいただきます。

利用料 (年額) は、一括して県社協に納付するものとし、一括で納付することが困難な場合は分割して納付できますが、その年の 12 月 31 日までに納付を完了するものとしします。

契約した最初の年の利用料は、その年の 12 月 31 日までに納付を完了するものとし、翌年からの利用料は、その年の 12 月 31 日までに納付を完了するものとしします。

また、納付された利用料は、契約解除や途中で退去した場合にあっても、返還しません。

利用料は、請求書に記載の口座に振込していただきます。(振込手数料は利用者負担となります)

(4) 見守り・保証

(4) 見守り・保証

保証期間中は定期的に連絡をとって、状況を確認します。

保証対象側の賃貸住宅や社会福祉施設、病院では、次のような緊急時には連絡をいただくようにお願いします。

- ・利用者の体調急変時 ・利用者の死亡時 ・利用者が行方不明時
 - ・賃料や利用料、入院費用等の滞納があった時 ・退所・退院時
- 事業では、次の費用を限度に保証します。

①滞納した場合の料金

- ・家賃等 (賃料及び共益費) 3 か月分に相当する金額
- ・利用料等 (福祉サービス利用料、賃料、食費、共益費等) 3 か月分に相当する金額

- ・入院経費 (医療費、病衣代、食事代、おむつ代、洗濯代等)

30 万円程度まで。ただし、高額療養費又は高額介護合算療養費制度を利用することを条件とします。

②残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計 10 万円

Ⅱ 事業利用にあたってのQ&A

Q 1 保証人になってくれるのですか。

何に対する「保証」なのかを確認した上で事業の契約を締結します。

この事業では、滞納の経費と退去時の原状回復にかかる費用の保証を行います。

Q 2 契約書等の保証人の欄に署名押印してくれるのですか。

利用契約書や賃貸借契約書、入院申込書等の中で、求められる「保証人」の役割を確認し、必要であれば署名押印いたします。

事業では、滞納の経費と退去時の原状回復にかかる費用の保証を行い、これに伴う連絡先となりますが、それ以外の役割を担うことはできませんので、「保証人」に求める役割が明確でなかったり、包括的な場合には「保証人」の欄に署名押印をすることはしません。

Q 3 この事業で入れるアパートや福祉施設を探してくれるのですか。

この事業でアパートや福祉施設の物件を探すことは原則としておりません。入居したいアパートや福祉施設が契約を了解していることが条件となっています。

ただし、この事業に関連して居住支援活動を行っておりますので、住まいの確保に困難を抱えている方については、物件探しの同行や契約の立ち会い、入居時の手続同行支援などをしております。居住支援活動についても、他の制度や仕組みを利用することが難しく、本会と信頼関係を構築できる方を対象としていますので、お困りの場合には一度ご相談ください。

Q 4 大家さんや施設、病院がこの事業に了解しない場合はどうなるのですか。

この事業では、利用者だけでなく、保証対象側の賃貸住宅、社会福祉施設、病院が契約締結することを了解し、この事業を利用することで利用者が入居や入院できることが前提となりますので、契約は困難となります。

Q 5 入院の同意をしてくれるのですか。

入院時に必要な何に対する「同意」なのかを確認した上で契約を締結します。

事業では、入院期間中の入院経費の滞納の保証と、退院時の残存動産処分及び原状回復に係る保証をします。こうした債務を保証するための緊急時の連絡先となります。

入院時のさまざまな書類への「同意」については、事業の範囲か否か、保証の限度額内であるかなどを確認させていただきます。

Q 6 医療同意してくれるのですか。

医療侵襲行為の同意は行いません。

Q 7 緊急連絡先になってくれるのですか。

「緊急連絡先」として期待される役割を明確にした上で契約を締結します。

事業で保証する債務の管理等のために、次のような場合の緊急時の連絡先となります。

- ・利用者の体調急変時　・利用者の死亡時　・利用者が行方不明時
- ・賃料や利用料、入院費用等の滞納があった時　・退所・退院時

これ以外の「緊急時」への対応は行いません。

また、緊急連絡先だけをお受けすることはしておりませんので、事業を利用いただき保証人としての役割を果たす中で、緊急時の連絡先をお受けしております。

Q 8 家賃を滞納した場合には、事業の契約は解除されるのですか？

保証内容と限度の範囲内で滞納した費用等を事業で保証しますが、そのことをもって事業の契約を解除することはありません。

ただし、滞納が複数回続く場合や継続する場合には、何らかの支援等が必要な場合がありますので、利用者の意向や今後の方針を確認し、保証対象側とも協議の上、対応します。

Q 9 利用料が払えなくても利用できますか。

年額2万円の利用料をお支払いできない状況にある場合は、家賃や福祉サービス利用料、入院経費の支払をできる状況ではないと判断いたしますので、契約は困難です。

この事業は、家賃や福祉サービス利用料、入院経費を肩代わりする事業ではなく、滞納した場合等の経費を保証することで、保証人の確保を支援する事業ですので、ご理解ください。

Q10 住民税非課税世帯相当の者だけとしているのはどうしてですか。

青森県内外においても、民間保証機関など類似の事業を実施している機関がありますので、ある程度収入のある方は、こうした事業をご活用いただきますようお願いいたします。

Q11 1年のうちに同じ病院に入院しても利用料は発生するのですか。

入院ごとの契約となるため、利用料も入院ごとにお支払いいただきます。

退院時には一旦契約が解除されますので、1年以内に同じ病院に再度入院する場合にも再度契約を締結していただく必要があります。

最初の契約から1年以内に再度契約する場合は、2回目以降の利用料は1契約あたり5,000円となります。

Q12 事業で賃貸住宅の保証をしている人が入院時にこの事業を使う場合の利用料はどのくらいですか。

利用料は1契約あたり年額20,000円となっていますので、賃貸住宅の保証で1契約、病院との契約で1契約となりますので、合計で年額40,000円必要となります。

Q13 本人や家族の状況が変わっても事業利用は継続できますか。

状況が変わったことのみをもって契約を解除することはありません。事業利用の対象かを確認し、本人の意思や状況を確認させていただきます。

本人や家族の状況の変化への対応は、関わりのある支援機関と一緒に然るべきサービスにつながるなどの対応もしています。

Ⅲ 青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、青森県内の社会福祉法人が連携して行う社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」（以下「青森しあわせネットワーク」という。）において、賃貸住宅や社会福祉施設に入居する際や病院に入院する際に保証人が確保できない者についての債務保証を行うことにより、必要な住まいや医療の確保を支援する事業（以下「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」という。）について必要な事項を定める。

(実施主体)

- 第2条 青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業（以下「本事業」という。）の実施主体は、県社協とする。
- 2 県社協は、本事業を実施する社会福祉法人（以下「実施社会福祉法人」という。）を指定し、本事業を利用しようとする者及び本事業の利用者に対する必要な支援の業務の一部を委託できるものとする。
 - 3 前項の規定により委託する業務には、必要と認められる場合に限り、債務保証に関する業務のうち保証の決定以外の業務を含むことがある。
 - 4 第2項の実施社会福祉法人は、本事業の相談に応じ契約の支援を行うとともに、本事業の利用者の日常的な状況の把握を行うものである。
 - 5 県社協は、本事業の利用者の残存動産の処分にあたり、遺品整理業者等に処分の業務を委託することがある。
 - 6 県社協は、本事業の実施にあたり、本事業の利用者の合意の下に、利用者の見守りや生活支援などの活動を、支援する市民等と協働で実施することがある。

(事業の利用対象者)

- 第3条 本事業の対象者は、次の各号全てに該当する者又はその者の後見人とする。
- (1) 青森しあわせネットワークの参加社会福祉法人が運営する社会福祉施設等の利用者及び利用予定者又は参加社会福祉法人が相談支援で関わっている者で、本人の状況を定期的に、前条第2項の本事業の実施社会福祉法人に連絡できる状況にある者
 - (2) 継続的に家賃や福祉サービス利用料を支払うことができるが、保証人の確保が困難なために賃貸住宅や社会福祉施設に入居が困難な者又は入院に係る諸費用の支払いができるが、保証人の確保が困難なために入院することが困難な者
 - (3) 世帯の収入が住民税非課税世帯相当の者
- 2 前項の規定に関わらず、本事業を通じた支援が必要な場合、青森しあわせネットワーク公的保証人制度検討プロジェクトで検討したうえで、対象者とすることができる。

(事業で債務保証する対象)

第4条 本事業で債務保証する対象は、青森県内にある賃貸住宅、社会福祉施設又は病院で、次の各号全てに該当する場合とする。

- (1) 県社協と債務保証の契約を締結できること
- (2) 前号の契約を締結することで、本事業の利用者が入居又は入院できること
- 2 前項の規定に関わらず、本事業を通じた支援が必要な場合、青森しあわせネットワーク公的保証人制度検討プロジェクトで検討したうえで、債務保証の対象とすることができる。
- 3 債務保証する内容は次のとおりとし、契約書に極度額の実額を記載するものとする。
 - (1) 滞納した場合の家賃等（賃料及び共益費）又は利用料等（福祉サービス利用料、賃料、食費、共益費等）3か月分に相当する金額
 - (2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用合計 10 万円
 - (3) 滞納した場合の入院経費（医療費、病衣代、食事代、おむつ代、洗濯代等）30 万円程度まで
- 4 前項第 1 号の家賃等（賃料及び共益費）については、当該市町村の住宅扶助費の月額家賃相当を目安とする。
- 5 第 3 項第 2 号の残存動産処分及び原状回復に係る費用については、敷金や一時金、又はそれに相当するお金が別途支払われている場合には、それを優先して支出し、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成 23 年 8 月再改定版）の内容を基準とする。
- 6 第 3 項第 3 号の入院経費については、高額療養費又は高額介護合算療養費制度を利用するものとする。
- 7 本事業で保証する金額の合計額の最高限度額は、別に定める年度予算の範囲内とする。
（利用の流れ）

第 5 条 本事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、次の契約を締結するものとする。

- (1) 事業で債務保証する対象となる賃貸住宅の貸主との賃貸借契約又は社会福祉施設の運営者との利用契約
- (2) 県社協との本事業利用契約（モデル様式 1）
- 2 県社協は、前項で利用者が貸主と締結する賃貸住宅の契約（以下「賃貸借契約」という。）、社会福祉施設の運営者、入院しようとする病院の運営者と締結する契約（以下「入所契約等」という。）について、必要に応じて連帯保証人として契約を締結するものとする。
- 3 県社協は、第 1 項で利用者が契約する賃貸住宅の貸主又は社会福祉施設の運営者、入院しようとする病院の運営者と債務保証契約（モデル様式 2）を締結するものとする。
- 4 利用者は、県社協に対して、利用者が死亡したことを停止条件として、①賃貸借契約や入所契約を、貸主又は社会福祉施設の運営者、入院しようとする病院の運営者との合意により解除する代理権及び②契約を解除する旨の意思表示を受領する代理権を授与する。
- 5 契約にあたっては、契約者双方について、別に定めるチェックリストに示す条件が確保されている場合に行うものである。
- 6 利用者は、第 1 項第 2 号の契約に基づき、県社協に利用料を支払うものである。

（保証の期間）

第 6 条 前条第 1 項に定める利用者と県社協の契約期間を保証期間とし、契約締結後 1 年以内とする。ただし、契約者双方から特段の申し出がない場合は、更新を妨げない。

(利用料)

第7条 第5条第6項に定める利用料は、県社協との1契約あたり年額2万円とし、利用者は一括して県社協に納付するものとする。

2 第4条第3項第3号の保証について、最初の契約から1年以内に再度契約する場合、前項の定めに関わらず、2回目以降の利用料は1契約あたり5千円とする。

3 利用料は、第1項の定めに関わらず、一括で納付することが困難な場合は分割して納付できるものとする。

4 契約を締結した最初の年の利用料は、契約を締結した日が属する年の12月31日までに納付を完了するものとする。

5 前項の利用料について、期限までに納付を完了することが困難であると認められる場合には、納付を猶予又は免除することができる。

6 契約を締結した翌年からの利用料は、その年の12月31日までに納付を完了するものとする。

7 納付された利用料は、契約解除や途中で退去した場合にあっても、これを返還しないものとする。

8 契約解除後1年以内に、再度契約する場合には、第1項の利用料を県社協に納付するものとする。

(契約の解除と残存動産処分)

第8条 県社協は、契約の継続に関する利用者及び利用者の地位を承継した相続人の意向が知れているときはその内容を尊重した事務処理に努めるものとする。

2 県社協は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項第2号の本事業利用契約及び同条第2項の債務保証契約を解除するものとし、各契約者宛てに通知するものである。

(1)第3条に定める利用対象者の要件を欠いたとき

(2)不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき

(3)利用者が死亡したとき

(4)利用者と県社協及び実施社会福祉法人が2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき

(5)前条に定める利用料の支払いがされないとき

(6)表示契約に係る物件に関して、利用者が締結する賃貸住宅の貸主との賃貸借契約又は社会福祉施設の運営者との利用契約が解除されたとき

(7)第5条で県社協が債務保証契約を締結している病院への入院が終了したとき

(8)その他、県社協が契約解除を適当と認めたとき

3 前項第3号により契約解除した際の残存動産処分について、利用者は予め県社協に委任するものとする。ただし、第4条に規定する範囲内とする。

4 第1項第4号により契約解除した際の残存動産処分について、利用者は所有権を放棄し県社協が処分することに予め同意するものとする。

5 県社協は、第1項第3号及び第4号により契約解除した際の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については利用者本人又は利用者の地位を承継した相続人に返還するものとする。

6 県社協は、残置物の処理に関する利用者及び利用者の地位を承継した相続人の意向が知れてい

るときはその内容を尊重した事務処理に努めるものとする。

(利用の条件)

第9条 本事業の利用者は、次の各号の内容を遵守しなければならない。

- (1) 第3条に定める利用対象者の要件を欠いたとき、県社協又は実施社会福祉法人に速やかに連絡すること
- (2) 第7条に定める利用料を支払うこと
- (3) 前条第1項(6)又は(7)に該当するとき、県社協又は実施社会福祉法人に速やかに連絡すること
- (4) 支払うべき家賃等又は利用料等又は入院経費等を遅滞なく支払うよう努めること

2 本事業の利用者が契約する賃貸住宅の貸主又は社会福祉施設の運営者又は入院しようとする病院の運営者は、次の各号に該当する場合、県社協に対しその旨を通知しなければならない。

- (1) 利用者が支払うべき家賃等又は利用料等又は入院経費等が、累計で2か月分滞納したとき
- (2) 利用者が当該物件の賃貸借契約又は当該社会福祉施設の利用契約を解除したとき又は入院が終了したとき
- (3) 利用者が死亡したとき
- (4) 利用者と2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき

(立ち入り)

第10条 県社協及び実施社会福祉法人は、賃貸住宅の貸主又は社会福祉施設の運営者、利用者が入院する病院の運営者の協力のもと当該物件に立ち入ることができるものとし、利用者はこれに協力するものとする。

(保証債務の弁済及び求償権について)

第11条 第4条第3項に規定する保証債務の弁済が必要となったとき、本事業の利用者が契約する賃貸住宅の貸主又は社会福祉施設の運営者又は入院しようとする病院の運営者は本事業者の利用者本人に請求するものとする。

2 前項に規定する保証債務の弁済が困難である場合、本事業の利用者が契約する賃貸住宅の貸主又は社会福祉施設の運営者又は入院しようとする病院の運営者は、次の各号の内容を記載し、県社協に書面で請求するものとする。

- (1) 弁済を要する債務の金額
- (2) 弁済される債務の振込先

3 県社協は、前項の請求の内容を確認し、請求書を受け取ってから概ね1か月以内に保証債務を弁済するものとする。

4 前項の保証債務が弁済されたとき、県社協は本事業の利用者に対し求償権を行使しない。

(個人情報の保護)

第12条 本事業の実施に携わる者は、個人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、事業実施に際し知り得た個人情報を本人の同意を得ずに他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後及び事業の参加を終了した後も同様とする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に係る個人情報の管理については、県社協文書取扱規程及び個人情報保護規程の定めるところによるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月7日から施行する。

- 2 施行日の属する年の12月31日に、第7条第5項の利用料の支払期間が残っている者については、翌年の12月31日までに支払を完了するものとする。

契約にあたってのチェックリスト（要綱第5条第5項関係）

No.	項 目	利用の条件		保証対象		
				賃貸住宅	施設	病院
1	費用・料金・家賃の支払い	本人又は家族や後見人等が遅滞なく行える状況であること。	利用者側の条件	○	○	○
2	損害賠償の保証	住宅又は施設又は病院が保険に加入していること	保証対象側の条件			
3	日常的な金銭管理	本人又は家族や後見人が適切に行える状況であること	利用者側の条件			
4	緊急時（その他）の連絡先	保証内容（急変時・死亡時・行方不明時・滞納時・退去時）以外にどのような場合の連絡を求めているのか明らかであり、その際の対応を求めていること。	保証対象側の条件	○	○	○
5	生存中の退去時の本人身柄の引取り	本人が自身で行えるか、退去先の確保や手続を支援する人がいること。	利用者側の条件	○	○	○
6	入院時の手続き・準備	本人が自身で行えるか、手続や準備を支援する人がいること	利用者側の条件			
7	入院中の身の回りの支援	本人が自身で行えるか、手続や準備を支援する人がいること	利用者側の条件			
8	各種計画書等の同意	本人が行えること。 本人以外の同意が不要であること。	利用者側の条件 保証対象側の条件			
9	医療侵襲行為の同意	本人が行えること。 本人以外の同意が不要であること	利用者側の条件 保証対象側の条件			
10	身体拘束等が必要になった場合の同意	本人が行えること。 本人以外の同意が不要であること	利用者側の条件 保証対象側の条件			
11	亡くなった場合の遺体の引取り	引取者がいること又は生前契約していること（※）	利用者側の条件			
12	亡くなった場合の遺体の火葬・埋葬の手続き	手続を行う人がいること又は生前契約していること（※）	利用者側の条件			
13	亡くなった場合の返還金等の受領	相続人が明らかになっていること又は生前契約していること	利用者側の条件			

※は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」「墓地・埋葬等に関する法律」でも対応可能

「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」
利用契約書（賃貸住宅版）

保証対象契約の表示

契約の年月日	
契約期間	
契約の対象 物件の内容	名称及び所在地
	間取り及び面積
	賃主氏名及び住所
	借主及び同居人氏名及び住所
	賃料及び共益費
	敷金その他一時金
甲が指定する 社会福祉法人	名 称 所在地 連絡先 (担当者名)

（契約の締結）

第 1 条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と、「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」利用者（以下「乙」という。）は、下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関して利用契約を締結する。

（契約期間及び更新）

第 2 条 本契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から 1 年間とする。

- 2 契約期間満了の 1 か月前までに、甲および乙のいずれからでも、契約終了の申し出が無い場合は、本契約期間は、更に 1 年間延長するものとし、以降についても同様とする。
- 3 表示事項に変更があった場合は、本契約を変更しなければならない。

（保証の対象）

第 3 条 保証の対象は、下記に定める金額を極度額とする。

- (1) 滞納した場合の家賃等（賃料及び共益費）3 か月分に相当する金額 〇〇〇〇〇円
- (2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計 100,000 円

- 2 前項第2号に係る費用については、敷金やそれに相当するお金が別途支払われている場合には、それを優先して支出するものである。

(利用料)

第4条 乙は、本契約にあたり、利用料として年額2万円を甲に納付するものとする。

- 2 前項の利用料について、一括で納付することが困難な場合は分割して納付できるものとし、契約締結日から1年以内に納付が完了するものとする。
- 3 納付された利用料は、契約解除や途中で退去した場合にあっても、これを返還しないものとする。

(契約の解除)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱第3条に定める対象者の要件を欠いたとき
- (2) 不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき
- (3) 乙が死亡したとき
- (4) 乙と甲が指定する本事業の実施社会福祉法人が2か月以上連絡が取れず、又は乙が行方不明となったとき
- (5) 前条に定める利用料の支払いがされないとき
- (6) 表示契約に係る物件に関して、乙と貸主が締結する「賃貸借契約」が解除されたとき
- (7) その他、甲が契約解除を適当と認めたとき
- 2 乙は、甲に契約解除の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

(乙が死亡した際の残存動産の処分)

第6条 乙が死亡した際の残存動産処分について、乙は甲に委任するものとする。ただし、第3条に規定する範囲内とする。

- 2 乙が死亡した際、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。
- 3 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については乙の相続人に返還するものとする。

(乙が行方不明時の残存動産の処分)

第7条 乙が第5条第1項第4号に該当した場合、残存動産について乙は所有権を放棄し、甲が処分することに異議を述べない。

- 2 前項の場合、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。
- 3 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については乙又は乙の相続人に返還するものとする。

(原状回復)

第8条 甲は、第6条及び第7条に際して、物件の原状回復及び明け渡しに係る費用を、第3条に規定する範囲内で経費を負担するものである。

2 原状回復の内容及び方法については、乙と貸主が締結する「賃貸借契約」等により別に定めるところによるものとし、定めがない場合には、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成23年8月再改定版）の内容を基準とする。

（立ち入り）

第9条 甲及び甲が指定する本事業の実施社会福祉法人は、物件の貸主の協力のもと当該物件に立ち入ることができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

（その他）

第10条 甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱によるものとする。

2 甲及び乙は、本契約書及び青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（特約事項）

第11条 第10条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

--

以上の契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

保証人（甲） 青森県青森市中央3丁目20番30号
社会福祉法人 青森県社会福祉協議会
会 長 ○○○ ㊟
電話017-723-1391

利用者（乙） 【住 所○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○】
【氏 名○○○○○○○○○○○○○○○○ ㊟ 】
【電 話○○○○-○○-○○○○】

「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」
債務保証契約書（賃貸住宅版）

保証対象契約の表示

契約の年月日	
契約期間	
契約の対象 物件の内容	名称及び所在地
	間取り及び面積
	賃主氏名及び住所
	借主及び同居人氏名及び住所
	賃料及び共益費
	敷金その他一時金
甲が指定する 社会福祉法人	名 称 所在地 連絡先 (担当者名)

（契約の締結）

第 1 条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と、表示契約に記載の借主である「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」利用者（以下、「利用者」という。）と「賃貸借契約」を締結している貸主（以下「乙」という。）は、下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関して債務保証契約を締結する。

（契約期間及び更新）

第 2 条 本契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から 1 年間とする。

- 2 契約期間満了の 1 か月前までに、甲および乙のいずれからでも、契約終了の申し出が無い場合は、本契約期間は、更に 1 年間延長するものとし、以降についても同様とする。
- 3 表示事項に変更があった場合は、本契約を変更しなければならない。

（保証の対象）

第 3 条 保証の対象は、下記に定める金額を極度額とする。

- (1) 滞納した場合の家賃等（賃料及び共益費） 3 か月分に相当する金額 〇〇〇〇〇円
- (2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計 100,000 円

- 2 前項第2号に係る費用については、敷金やそれに相当するお金が別途支払われている場合には、それを優先して支出するものである。

(貸主の通知義務)

第4条 乙は、本契約上の利用者が次の各号に該当する場合、甲に対しその旨を通知しなければならない。

- (1) 利用者が支払うべき家賃等が、累計で2か月分滞納したとき
- (2) 利用者が当該物件の賃貸借契約を解除したとき
- (3) 利用者が死亡したとき
- (4) 利用者と2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき

(契約の解除)

第5条 甲は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 利用者が、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱第3条に定める対象者の要件を欠いたとき
- (2) 不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき
- (3) 利用者が死亡したとき
- (4) 利用者と甲が指定する本事業の実施社会福祉法人が2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき
- (5) 利用者が青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱第7条に定める利用料の支払いがされないとき
- (6) 表示契約に係る物件に関して、乙と利用者が締結する「賃貸借契約」が解除されたとき
- (7) その他、甲が契約解除を適当と認めたとき

- 2 乙は、甲に契約解除の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

(利用者が死亡した際の残存動産の処分)

第6条 利用者が死亡した際、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。

- 2 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については利用者の相続人に返還するものとする。

(利用者が行方不明時の残存動産の処分)

第7条 利用者が第5条第1項第4号に該当した場合、残存動産について利用者は所有権を放棄し、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。

- 2 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については利用者又は利用者の相続人に返還するものとする。

(原状回復)

第8条 甲は、第6条及び第7条に際して、物件の原状回復及び明け渡しに係る費用を、第3条に規定する範囲内で経費を負担するものである。

2 原状回復の内容及び方法については、乙と利用者が締結する「賃貸借契約」等により別に定めるところによるものとし、定めがない場合には、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成23年8月再改定版）の内容を基準とする。

（立ち入り）

第9条 甲及び甲が指定する本事業の実施社会福祉法人は、乙の協力のもと当該物件に立ち入ることができるものとし、利用者はこれに協力するものとする。

（その他）

第10条 甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱によるものとする。

2 甲及び乙は、本契約書及び青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（特約事項）

第11条 第10条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

--

以上の契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

保証人（甲） 青森県青森市中央3丁目20番30号
社会福祉法人 青森県社会福祉協議会
会 長 ○○○ ㊟
電話017-723-1391

貸 主（乙） 【住 所○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○】
【氏 名○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ㊟ 】
【電 話○○○○-○○-○○○○】

「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」
利用契約書（社会福祉施設版）

保証対象契約の表示

契約の年月日	
契約期間	
契約の対象 社会福祉施設 の内容	名称・施設種別及び所在地
	居室の間取り及び面積
	運営者氏名及び住所
	利用者氏名及び住所
	利用料等（福祉サービス利用料、賃料、食費、共益費）
	その他（一時金）
甲が指定する 社会福祉法人	名 称 所在地 連絡先 （担当者名 ）

（契約の締結）

第 1 条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と、「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」利用者（以下「乙」という。）は、下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関して利用契約を締結する。

（契約期間及び更新）

第 2 条 本契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から 1 年間とする。

- 2 契約期間満了の 1 か月前までに、甲および乙のいずれからでも、契約終了の申し出が無い場合は、本契約期間は、更に 1 年間延長するものとし、以降についても同様とする。
- 3 表示事項に変更があった場合は、本契約を変更しなければならない。

（保証の対象）

第 3 条 保証の対象は、下記に定める金額を極度額とする。

- (1) 滞納した場合の利用料等（福祉サービス利用料、賃料、食費、共益費）3 ヶ月分に相当する金額 〇〇〇〇〇円
- (2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計 100,000 円

- 2 前項第2号に係る費用については、一時金やそれに相当するお金が別途支払われている場合には、それを優先して支出するものである。

(利用料)

第4条 乙は、本契約にあたり、利用料として年額2万円を甲に納付するものとする。

- 2 前項の利用料について、一括で納付することが困難な場合は分割して納付できるものとし、契約締結日から1年以内に納付が完了するものとする。
- 3 納付された利用料は、契約解除や途中で退去した場合にあっても、これを返還しないものとする。

(契約の解除)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱第3条に定める対象者の要件を欠いたとき
- (2) 不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき
- (3) 乙が死亡したとき
- (4) 乙と甲が指定する本事業の実施社会福祉法人が2か月以上連絡が取れず、又は乙が行方不明となったとき
- (5) 前条に定める利用料の支払いがされないとき
- (6) 表示契約に係る物件に関して、乙と運営者が締結する「利用契約」が解除されたとき
- (7) その他、甲が契約解除を適当と認めたとき
- 2 乙は、甲に契約解除の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

(乙が死亡した際の残存動産の処分)

第6条 乙が死亡した際の残存動産処分について、乙は甲に委任するものとする。ただし、第3条に規定する範囲内とする。

- 2 乙が死亡した際、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。
- 3 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については乙の相続人に返還するものとする。

(乙が行方不明時の残存動産の処分)

第7条 乙が第5条第1項第4号に該当した場合、残存動産について乙は所有権を放棄し、甲が処分することに異議を述べない。

- 2 前項の場合、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。
- 3 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については乙又は乙の相続人に返還するものとする。

(原状回復)

第8条 甲は、第6条及び第7条に際して、物件の原状回復及び明け渡しに係る費用を、第3条に規定する範囲内で経費を負担するものである。

2 原状回復の内容及び方法については、乙と運営者が締結する「利用契約」等により別に定めるところによるものとし、定めがない場合には、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成23年8月再改定版）の内容を基準とする。

（立ち入り）

第9条 甲及び甲が指定する本事業の実施社会福祉法人は、社会福祉施設の運営者の協力のもと当該社会福祉施設に立ち入ることができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

（その他）

第10条 甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱によるものとする。

2 甲及び乙は、本契約書及び青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（特約事項）

第11条 第10条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

--

以上の契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

保証人（甲） 青森県青森市中央3丁目20番30号
社会福祉法人 青森県社会福祉協議会
会 長 ○○○ ㊟
電話017-723-1391

利用者（乙） 【住 所○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○】
【氏 名○○○○○○○○○○○○○○○○ ㊟ 】
【電 話○○○○-○○-○○○○】

「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」
債務保証契約書（社会福祉施設版）

保証対象契約の表示

契約の年月日	
契約期間	
契約の対象 社会福祉施設 の内容	名称・施設種別及び所在地
	居室の間取り及び面積
	運営者氏名及び住所
	利用者氏名及び住所
	利用料等（福祉サービス利用料、賃料、食費、共益費）
	その他（一時金）
甲が指定する 社会福祉法人	名 称 所在地 連絡先 (担当者名)

（契約の締結）

第 1 条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と、「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」利用者（以下「利用者」という。）が入居する社会福祉施設の運営者（以下「乙」という。）は、下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関して債務保証契約を締結する。

（契約期間及び更新）

第 2 条 本契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から 1 年間とする。

- 2 契約期間満了の 1 か月前までに、甲および乙のいずれからでも、契約終了の申し出が無い場合は、本契約期間は、更に 1 年間延長するものとし、以降についても同様とする。
- 3 表示事項に変更があった場合は、本契約を変更しなければならない。

（保証の対象）

第 3 条 保証の対象は、下記に定める金額を極度額とする。

- (1) 滞納した場合の利用料等（福祉サービス利用料、賃料、食費、共益費）3 か月分に相当する金額 〇〇〇〇〇円
- (2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計 100,000 円

2 前項第2号に係る費用については、一時金やそれに相当するお金が別途支払われている場合には、それを優先して支出するものである。

(社会福祉施設の運営者の通知義務)

第4条 乙は、本契約上の利用者が次の各号に該当する場合、甲に対しその旨を通知しなければならない。

- (1)利用者が支払うべき利用料等が、累計で2か月分滞納したとき
- (2)利用者が当該社会福祉施設の利用契約を解除したとき
- (3)利用者が死亡したとき
- (4)利用者と2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき

(契約の解除)

第5条 甲は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1)利用者が、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱第3条に定める対象者の要件を欠いたとき
- (2)不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき
- (3)利用者が死亡したとき
- (4)利用者と甲が指定する本事業の実施社会福祉法人が2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき
- (5)利用者が青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱第7条に定める利用料の支払いがされないとき
- (6)表示契約に係る物件に関して、乙と利用者が締結する「利用契約」が解除されたとき
- (7)その他、甲が契約解除を適当と認めたとき

2 乙は、甲に契約解除の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

(利用者が死亡した際の残存動産の処分)

第6条 利用者が死亡した際、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。

2 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については利用者の相続人に返還するものとする。

(利用者が行方不明時の残存動産の処分)

第7条 利用者が第5条第1項第4号に該当した場合、残存動産について利用者は所有権を放棄し、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。

2 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については利用者又は利用者の相続人に返還するものとする。

(原状回復)

第8条 甲は、第6条及び第7条に際して、物件の原状回復及び明け渡しに係る費用を、第3条に規定する範囲内で経費を負担するものである。

2 原状回復の内容及び方法については、乙と利用者が締結する「利用契約」等により別に定めるところによるものとし、定めがない場合には、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成23年8月再改定版）の内容を基準とする。

（立ち入り）

第9条 甲及び甲が指定する本事業の実施社会福祉法人は、乙の協力のもと当該社会福祉施設に立ち入ることができるものとし、利用者はこれに協力するものとする。

（その他）

第10条 甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱によるものとする。

2 甲及び乙は、本契約書及び青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（特約事項）

第11条 第10条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

--

以上の契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

保証人（甲） 青森県青森市中央3丁目20番30号
社会福祉法人 青森県社会福祉協議会
会 長 ○○○ 印
電話017-723-1391

運営者（乙） 【住 所○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○】
【法 人 名○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○】
【代表者名○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 印】
【電 話○○○○-○○-○○○○○○】

「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」
利用契約書（病院版）

保証対象契約の表示

契約の年月日	
契約期間	～入院が終了するまで
契約の対象 病院の内容	名称・病院種別及び所在地
	運営者氏名及び住所
	利用者氏名及び住所
	入院経費（医療費、病衣代、食事代、おむつ代、洗濯代等）
	自己負担限度額（本人・世帯）
甲が指定する 社会福祉法人	名 称 所在地 連絡先 (担当者名)

（契約の締結）

第 1 条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と、「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」利用者（以下「乙」という。）は、下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関して利用契約を締結する。

（契約期間及び変更）

第 2 条 本契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から入院が終了するまでとする。

2 表示事項に変更があった場合は、本契約を変更しなければならない。

（保証の対象）

第 3 条 保証の対象は、下記に定める金額を極度額とする。

(1) 滞納した場合の入院経費（医療費、病衣代、食事代、おむつ代、洗濯代等）

〇〇〇〇〇円

(2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計 100,000 円

2 前項第 1 号に係る費用については、高額療養費又は高額介護合算療養費制度を利用するものとする。

(利用料)

第4条 乙は、本契約にあたり、利用料として年額2万円（又は5千円）を甲に納付するものとする。

2 前項の利用料について、一括で納付することが困難な場合は分割して納付できるものとし、契約締結日から1年以内に納付が完了するものとする。

3 納付された利用料は、契約解除や途中で退去した場合にあっても、これを返還しないものとする。

(契約の解除)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱第3条に定める対象者の要件を欠いたとき

(2) 不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき

(3) 乙が死亡したとき

(4) 乙と甲が指定する本事業の実施社会福祉法人が2か月以上連絡が取れず、又は乙が行方不明となったとき

(5) 前条に定める利用料の支払いがされないとき

(6) 乙の表示契約に係る病院の入院が終了したとき

(7) その他、甲が契約解除を適当と認めたとき

2 乙は、甲に契約解除の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

(乙が死亡した際の残存動産の処分)

第6条 乙が死亡した際の残存動産処分について、乙は甲に委任するものとする。ただし、第3条に規定する範囲内とする。

2 乙が死亡した際、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。

3 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については乙の相続人に返還するものとする。

(乙が行方不明時の残存動産の処分)

第7条 乙が第5条第1項第4号に該当した場合、残存動産について乙は所有権を放棄し、甲が処分することに異議を述べない。

2 前項の場合、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。

3 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については乙又は乙の相続人に返還するものとする。

(原状回復)

第8条 甲は、第6条及び第7条に際して、物件の原状回復及び明け渡しに係る費用を、第3条に規定する範囲内で経費を負担するものである。

「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」
債務保証契約書（病院）

保証対象契約の表示

契約の年月日	
契約期間	～入院が終了するまで
契約の対象 病院の内容	名称・病院種別及び所在地
	運営者氏名及び住所
	利用者氏名及び住所
	入院経費（医療費、病衣代、食事代、おむつ代、洗濯代等）
	自己負担限度額（本人・世帯）
甲が指定する 社会福祉法人	名 称 所在地 連絡先 (担当者名)

（契約の締結）

第 1 条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と、「青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業」利用者（以下「利用者」という。）が入院する病院の運営者（以下「乙」という。）は、下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関して債務保証契約を締結する。

（契約期間及び変更）

第 2 条 本契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から入院が終了するまでとする。

2 表示事項に変更があった場合は、本契約を変更しなければならない。

（保証の対象）

第 3 条 保証の対象は、下記に定める金額を極度額とする。

(1) 滞納した場合の入院経費（医療費、病衣代、食事代、おむつ代、洗濯代等）

〇〇〇〇〇円

(2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計 100,000 円

2 前項第 1 号に係る費用については、高額療養費又は高額介護合算療養費制度を利用するものとする。

(病院の運営者の通知義務)

第4条 乙は、本契約上の利用者が次の各号に該当する場合、甲に対しその旨を通知しなければならない。

- (1)利用者が支払うべき入院経費等が、累計で2か月分滞納したとき
- (2)利用者が乙の病院の入院を終了したとき
- (3)利用者が死亡したとき
- (4)利用者と2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき

(契約の解除)

第5条 甲は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1)利用者が、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱第3条に定める対象者の要件を欠いたとき
- (2)不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき
- (3)利用者が死亡したとき
- (4)利用者と甲が指定する本事業の実施社会福祉法人が2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき
- (5)利用者が青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱第7条に定める利用料の支払いがされないとき
- (6)利用者が乙の病院の入院が終了したとき
- (7)その他、甲が契約解除を適当と認めたとき

2 乙は、甲に契約解除の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

(利用者が死亡した際の残存動産の処分)

第6条 利用者が死亡した際、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。

2 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については利用者の相続人に返還するものとする。

(利用者が行方不明時の残存動産の処分)

第7条 利用者が第5条第1項第4号に該当した場合、残存動産について利用者は所有権を放棄し、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。

2 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については利用者又は利用者の相続人に返還するものとする。

(原状回復)

第8条 甲は、第6条及び第7条に際して、原状回復及び明け渡しに係る費用を、第3条に規定する範囲内で経費を負担するものである。

2 原状回復の内容及び方法については、乙と乙が入院する病院の運営者が取り交わす書類等により別に定めるところによるものとし、定めがない場合には、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」(平成23年8月再改定版)の内容を基準とする。

(立ち入り)

第9条 甲及び甲が指定する本事業の実施社会福祉法人は、乙の協力のもと利用者が入院する居室等に立ち入ることができるものとし、利用者はこれに協力するものとする。

(その他)

第10条 甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱によるものとする。

2 甲及び乙は、本契約書及び青森しあわせネットワーク保証人確保支援事業実施要綱に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約事項)

第 11 条 第 10 条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

--

以上の契約を締結したことを証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

保証人（甲） 青森県青森市中央3丁目20番30号
社会福祉法人 青森県社会福祉協議会
会 長 ○○○ (印)
電話017-723-1391

運営者（乙）【住所〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇】
【法人名〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇】
【代表者名〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 印】
【電話〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇】

社会福祉法人の社会貢献活動

青森しあわせネットワーク 保証人確保支援事業 利用のご案内

賃貸住宅や社会福祉施設に入居する際や病院に入院する際に、
保証人が確保できない方について、青森県社会福祉協議会が債務保証を行うことで、
必要な**住まいや医療の確保を支援する事業**です。

こんなお困りごとはありませんか？



- ✓ 保証人がいないため、アパートを借りられない
- ✓ 家族や親族に保証人を頼める人がいない



- ✓ 施設への入所にあたり保証人が必要と言われた
- ✓ 入院したいが、保証人を確保できず困っている

青森県社会福祉協議会が「債務保証」を行います
本事業は、保証人の確保が困難な方について、家賃や施設利用料、入院費用などの債務を保証することで、住まいや医療の確保を支援する事業です。



賃貸住宅
アパート・マンションなど



社会福祉施設
特別養護老人ホーム・グループホームなど



病院
一般病院・療養病床など

※対象は、青森県内にある賃貸住宅・社会福祉施設・病院です。

※この事業は「青森しあわせネットワーク」の活動の1つとして、制度では対応できない課題に対し、社会福祉法人が連携して取り組んでいるものです。


社会福祉法人 青森県社会福祉協議会 社会貢献活動推進室
 〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号 ☎ 017-723-1391

ご利用いただける方

次のすべてに該当する方が対象となります。

- ✓ 「青森しあわせネットワーク」参加法人が関わっている方
- ✓ 継続的な家賃・利用料等の支払いが可能な方
- ✓ 保証人を確保できないことで、入居・入所・入院が困難な方
- ✓ 世帯の収入が住民税非課税世帯相当の方

※利用にあたっては、その他の条件確認があります。

保証する主な内容と限度額の目安

対象	保証内容と限度額の目安
 賃貸住宅	家賃・共益費等 (原則3か月分)
 社会福祉施設	利用料・食費等 (原則3か月分)
 病院	医療費・食事代・病衣代・おむつ代等 (30万円程度まで)
 その他	残存財産の処分・服状 回復費用 (合計10万円まで)

※医療費等は、高額療養費または高額介護合算療養費制度の利用が条件です。

利用料 (本人利用料)

1契約あたり
年額 20,000円

病院への入院の保証について、最初の契約から1年以内に再度契約する場合は、2回目以降の利用料は1契約あたり5,000円となります。
※詳しくはお問い合わせください。

① ご注意ください

✗ 家賃や利用料を本人に代わって支払うこと

✗ 住居や施設を貸すこと

✗ 医療行為への同意をすること

✗ 日常生活上の身元引受けをすること

「保証人がいない」という理由だけで利用できません

まずは、他の制度や民間保証会社等の利用ができるかを確認します。

まずはご相談ください

利用できるかどうか、条件に該当するかを一緒に確認します。

お問い合わせ先

社会福祉法人 青森県社会福祉協議会 社会貢献活動推進室

☎ 017-723-1391

☎ 080-8205-8593 (直通)

✉ shiawase@aosyakyoo.or.jp

本事業の詳しい内容や条件等については、お問い合わせてください。

